

年少労働調査資料第43集

年少労働者の年次有給休暇調査

昭和32年8月

労働省
鹿兒島
婦人少年
室

32.10.14 3部

労働省婦人少年局

年少労働者の年次有給休暇調査

はしがき

労働者に保障されている年次有給休暇については1936年6月、I.L.O.の第20回会議において「年次有給休暇に関する条約（第52号）」、「年次有給休暇に関する勧告（第77号）」として採択され、年少労働者の特例および「休息、娯楽およびその能力の発達のための機会を確保する」という主旨にもとづいた適用の基準が示されています。既に仏、西独、東独、スエーデン、デンマーク等ではI.L.O.の主旨に沿って年少者が年次有給休暇を効果的に利用するため年次有給休暇をとることのできる期間および、年次有給休暇日数の連続分割等について一定の基準を設け、或は関連諸法を立法化し、休暇利用のための公営事業への国家補助、休暇村施設の設置等々、休暇の効果的利用の促進を図っています。

このように一部の国では、年次有給休暇の主旨に則した効果的な利用が全労働者或は家族をも含めて行われていますが、わが国ではまだこれらの実施が困難なのが現状です。しかし年次有給休暇の効果的な利用は、養育期にあり、学生生徒と異り比較的健全なレクリエーションの機会に恵れ

ない年少労働者にとっては成人労働者の場合より更に大きな意義をもっています。

そこで年少労働者の年次有給休暇の有効な活用をはかり、これに伴う諸施設の整備を促進する基礎資料とするため、年少労働者の年次有給休暇調査を実施し、昭和31年に行つた年少労働実態調査の年次有給休暇に関する部分と併せてまとめました。

目 次

一、目 的	5
二、調査の概要	5
1. 年少労働実態調査	5
2. 年次有給休暇通信調査	5
3. 年次有給休暇利用状況調査	5
三、調査結果	6
1. 要約	6
2. 事業場における年次有給休暇の制度	8
3. 年次有給休暇利用者のための措置	11
4. 事業場の意見、希望	13
5. 年少労働者の年次有給休暇利用状況	14
(1) 年少労働者の年次有給休暇に対する認識	14
(2) 年次有給休暇請求の際の支障および 買上げ状況	16
(3) 年次有給休暇の利用状況および希望意見	17
四 I.L.Oおよび随外面における年次有給休暇に 関する条文の抜萃	21

1. 年次有給休暇に関する I.L.O 条約勧告の	頁
うち年少者に関する条文抜華	21
2. フランス、西独、東独、スエーデン、	
デンマークにおける年次有給休暇に関	
する条文抜華	22
五、総 計 表	25
六、調 査 票	28

一、目的

年次有給休暇制度の実施および年少労働者の制度利用状況を明らかにする。

二、調査の概要

1. 年少労働実態調査（昭和31年5～6月）

〔対象〕

年少労働者数——11,0740人

産業～紡織、機械器具、食料品、金属、製材及び木製品工業、印刷及び製本業、事業場数～1,662

（大〔労働者100人以上〕172、中小〔労働者100人未満〕1,490） 都道府県～東京他13道府県

（詳細は年少労働調査資料第40集参照）

2. 年次有給休暇通信調査（昭和32年6月）

〔対象〕

年少労働実態調査対象事業場中年次有給休暇の規定のある労働者数50人以上の事業場159

3. 年次有給休暇利用状況調査（昭和32年7月）

〔対象〕

年次有給休暇通信調査対象事業場のうち比較的年次有給休暇利用率の高い大規模4事業場を選び、

ここで働く年少者260人を対象とした。

(2. 3は末尾の調査票参照)

三、調査結果

1. 要 約

(1) 年少労働実態調査によると、年次有給休暇に関する規定を設けている事業場は大企業(労働者数100人以上とする)では98%に達しているが、事業場規模が小となるほど低率となつてゐる。又、その内容においても大企業では労働基準法の水準か或はそれを上廻つてゐるが、中小企業(労働者数100人未満)ではこれ以下のものが多く、年次有給休暇の制度が無かつたり、或は單なる休暇を年次有給休暇として扱つてゐる場合が多い。

(2) 労働者数30人以上の事業場159を対象とした年次有給休暇通信調査では、年次有給休暇の際に利用できる施設を設けている事業場は僅か22.9%で、大企業に多い。事業主の意見としては、中小企業では福祉施設を持つことが困難であるし、労働者にも、年次有給休暇をレクリエーション等で

果しむ経済的余裕が少いようにみられるので、公共或は共同の福祉施設の処置が望ましいと回答している。

- (3) 年少労働者は年少労働実態調査によると一般に年次有給休暇に対する関心が薄く、特に中小企業では、年次有給休暇制度の無い事業場で働いているもの、年次有給休暇の制度を知らないものが多い。

- (4) 次に比較的年次有給休暇の利用率の高い4事業場における年少労働者260人に対する年次有給休暇利用状況調査によると年少者は勤続年数/年未満のものが多いため、年次有給休暇を付与されているものが少く、又年次有給休暇を付与されている場合も、年少労働者の回答によればその利用率は割合低率であつた。

そして年少労働者が請求した際に、年次有給休暇の付与に何らかの制約を加えた例も少数みられた。

- (5) 同じ調査により、年少労働者の年次有給休暇の利用内容を高率のものから順に挙げると、病気休暇のふり替え、帰郷、休養、用事等が主なもので、I.L.O.の年次有給休暇の主旨に沿わない内容であつた。しかし年少労働者の希望意見によれば、半数以上のものが年次有給休暇に健全なリクエーションをすることを希望

している。

- (6) 以上の調査結果から、中小企業においては年次有給休暇制度を実施している事業場が少く、またこれに伴う施設を設置しているところも殆んどみられないので、中小事業主に年次有給休暇の意義と重要性を理解させるとともに、年次有給休暇を有効に活用することのできる公共或は共同福祉施設の設置を促進することが望ましい。

- (7) 年少労働者も一般に年次有給休暇に対する関心が少く、比較的利用率のよい4事業場の年少者でさえもその利用内容は年次有給休暇の主旨と異った内容であるから年少労働者に対する年次有給休暇の主旨の徹底を図ることが必要である。

2 事業場における年次有給休暇の制度

年少労働実態調査によれば大企業（労働者数100人以上事業場）では98.7%年次有給休暇について制度を設けているのに対し、規模が小さくなるに従って減少し、労働者数10人未満の事業場では55.3%が年次有給休暇の制度を設けていない。（3表）更にその内容をみると、大企業では、最低基本日数

を6日とし、暫次加算として最高20日を限度とする。乃至は それを上廻る日数を規定しているのに対し、中少企業では3日～10日程度のものが多い。また小企業では一応規定してはいるものの実際に活用する者がない。金 正月等に休む、不況で仕事がない時に休む、雨で仕事ができない時に休む、農繁期に休む、休暇日数を余った場合は買上げる、通勤者のみで住込者にはない等本来の年次有給休暇の目的から離れた慣習が行われている。

次に、労働者数50人以上で年次有給休暇の規定のある事業場159について、就業規則に年次有給休暇に関してどのような規定を設けているかをみると、まず日数では1年間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対し、何日間かの年次有給休暇を最低の基本として規定し、2年以上継続勤務した労働者には、更に何日かを加算してゆくという方法をとっている事業場が大部分を占めている。

調査対象事業場159のうち基本日数を6日とし、2年以上継続勤務者には1年につき1日づつ加算して、最高20日を限度とする労働基準法通りの事業

場が最も多く、84事業場で全体の52.3%を占めている。次いで最低7日～最高20日（18事業場）最低6日～最高を定めない（14事業場）、最低10日～最高20日（11事業場）等が多い。（7表）

この他に、勤続1年未満の者に対しても何らかの措置を講じている事業場は45事業場（29.3%）で、その内容は最低基本日数を月割計算にしたもの、2～3カ月に1～2日間付与されるもの、3カ月以上6ヶ月未満勤続者に3日付与されるもの、6カ月以上勤続者に2～4日間付与されるもの等である。出勤率8割未満の者に対しても、8事業場（5.2%）が出勤率に応じた措置をとっている。

出勤率8割以上の者に対して、奨励的な意味を含めて休暇日数の増加を規定しているものが12事業場（7.8%）みられる。

また、当該年度において、労働者が与められた年次有給休暇日数の全部をとりきれなかった場合、これを次年度に繰越すことについて39事業場（25.3%）がこれを認めている。

労働基準法には、技能養成工である未成年者につ

いては 12 日の年次有給休暇を与えなければならないことがうたわれているが、これを就業規則に規定している事業場が、技能養成工である、なしに拘らず、年少労働者全員に対して 12 日の年次有給休暇を付与しているものが事業場みられる。

以上をまとめると大企業では労働基準法通りの、あるいはそれを上回った年次有給休暇規定を設けているのに対し、中小企業では規定を設けていないところが多く、規定がある場合にもその日数は少く、また、盆、正月等の休暇を年次有給休暇として取扱っている事業場が多い。

3 年次有給休暇利用者のための措置

労働者が年次有給休暇を有効に活用できるようにレクリエーションのための宿泊施設等を設けている事業場は、調査事業場 159 のうち 22.7% (36 事業場) で、これを規模別にみると、労働者数 1,000 人以上事業場では 13 事業場 (52.0%) が設けているが、規模が小さくなるに従い比率は少くなり、50～99 人事業場ではわずか 2 事業場 (6.9%) が施設をもっているに過ぎない。(8 表) その内

容は海の家、山の家等が主なものである。施設の設置並びに維持費は事業場または健康保険組合が負担し、労働者は実際に利用するに際して、食費等の実費を負担している。事業場規模が大きいところでは常設の施設をもっているものが多い、規模がさくなるに従い、夏季のみの臨時の施設を設けるものが多い。

事業場、健康保険組合、労働組合等で契約または加入している団体が設置している福祉施設は、前記の事業場が単独で設けている場合よりも稍々多く、27.7%（43事業場）である。

（9表）

内容は海の家、山の家、スキーの家、保養所（旅館）等の施設の設置並びに維持のための費用の負担は健康保険組合が大部分である。

利用率は明確ではないが、大企業では比較的多くの労働者が利用しているのに対し、中企業では施設をもっているところが少い上に、利用者がごくわずかであることは、前項の年次有給休暇日数とも関連があるものと思われる。

この他前項の福祉施設以外に、年次有給休暇利用

者に対して特に措置を講じている事業場は少く全体の17.6%（28事業場）であるが、それも積極的なものは少く、運動具の貸出が最も多く、他に、健康保険会館の開放、劇場、映画館の割引券支給、年少者が帰省する際の旅費支給等である。（10表）

4 事業場の意見、希望

現在、年次有給休暇の制度を設けている事業場において、年次有給休暇についての意見や希望を記した結果によると、年次有給休暇は労働者が病気の時、家事の都合、あるいは帰郷時に利用されているのが大部分であり、殊に世帯主、年少者等は、経済的な理由から、休暇をレクリエーションのために利用している者は殆どなく、経済的余裕のあるごく一部の者が、旅行等のレクリエーションに利用しているに過ぎないのが現状である。

従って「労働者が休暇をとって手軽に行く事のできるような低廉な宿泊施設の設置」、「事業場密集地に労働者のための遊園地の設置」、「国または公共団

体で年少労働者にキヤンプ指導をしてもらいたい」「近くの工場とタイアップして、福祉施設を設けたい」「中小企業では事業のせりくりに手一杯で福祉施設を設ける余裕は全々ない」「施設を設けても運賃が高いので利用できない」等の意見が出されている。

年次有給休暇を与える時期は、疲労の最も多い夏・季または仕事の暇な時期を選んで、5～7日間程、一斉に休暇を与えることが望ましいという意見と、これと反対に、作業の関係上集団的に休まれては困るという意見がみられる。

5. 年少労働者の年次有給休暇利用状況

(1) 年少労働者の年次有給休暇に対する認識

年次有給休暇について年少労働者がどの程度のことを知っているか年少労働実態調査によってみると次のとおりである。11,074人の年少労働者（勤続年数1年以上のものは50%弱）のうち、自分の働いている事業場で年次有給休暇付与が行われていると答えたものは42.2%、実際には行われていないと答えたもの18.3%、自分の働いている事業場で年次有給休暇の付与が行われているかどうか

知らないもの或は年次有給休暇の意味さえ分らない

ものが39.5%みられた。次に事業場の規模別に、年次

有給休暇制度が行われている事業場で働く年少者の

比率をみると、労働者数100人以上の事業場の年少

者は67.6% 50～99人は35.6% 10～49

人は26.8% 10人未満は18.7%で、年次有給休

暇が付与されていない事業場で働くものおよび年

次有給休暇に対する認識を欠くもの、比率は事業場

規模が小となるに従つて高率となり、10人未満の事

業場では81.3%に達している。

更に比較的年次有給休暇の利用率の高い大規模な

事業場を対象とした年次有給休暇利用状況調査によ

り詳しくみると、年少労働者260人（勤続年数が

短く、年次有給休暇を付与されていないもの、およ

び臨時工23%を含む）の75.8% は年次有給

休暇の意義を知っている」と回答している。

しかし個々の年少者が働いている事業場の就業規

則にある年次有給休暇の規定を知っている年少者は

58.8%であつた。

以上の結果から、年少労働者は一般に年次有給休暇に対する関心が薄く、この傾向は中小企業において著しく、又大企業の年少労働者でも就業規則の年次有給休暇に関する規則を知っているものも少いことがわかる。

(2) 年次有給休暇請求の際の支障および買上げ状況。

年次有給休暇利用状況調査の対象4事業場においては年少労働者が請求した時季に年次有給休暇が付与されなかった、或は年次有給休暇の請求を制限された等の支障件数は61件で、主なものは「仕事が忙しい時又は人員が少ない時は許可されない」44.3% 「2～3日前に許可を得ない場合は欠勤となる」19.7% 「一職場で2～3人以上同時に休んではいけない」18.1% 等で、これらは事業の正常な運営を妨げる場合と解釈することもできるので一応問題とならないが「1ヶ月に2日以上休んではいけない」3.3%、「帰郷、病気以外の理由ではなかなか許可されない」16.8% 「病気欠勤をすると付与される年次有給休暇の日数が余つていても年次有給休暇をとることを許可されない」1.6% 等は件数は

僅かであるが、年次有給休暇の主旨に反するとみられる。年少労働者が規定の年次有給休暇日数を、当該年度に使い切れなかった場合、工場で買上げると答えたものは260人のうち8人あった。

(3) 年次有給休暇の利用状況および希望意見

年次有給休暇の規定をもつ事業場159に対して、労働者がどの程度年次有給休暇を利用しているか通信調査により回答を求めたところによると、まず総労働者では、無記入のものを除いた124事業場の年間平均労働者50803人のうち、44,454人(87.5%)が年次有給休暇を利用している。このうち16,256人(36.7%)は付与された年次有給休暇日数を全部使っている。

年少労働者についてみると記入事業場128の年間平均労働者6,355人のうち4,197人(66.0%)が年次有給休暇を利用し、そのうち1,757人(41.9%)は付与された日数の全部を利用している。

なお年間平均労働者数の中には、勤続年数が1年に満たない等の理由で(特に年少者にこれが多い)比率に多少の誤差が生じてくることが考えられる。

次に主として年次有給休暇を付与されている年少者を対象とした年次有給休暇利用状況調査によ
ると、年少労働者は勤続年数が短いため年次有給
休暇を付与されている者は少く260人中198人
であつた。

これらの年少者が、年次有給休暇を与えられてか
ら調査時までの間における規定の年次有給休暇日数
は6日(115人)が最も多く、次いで13日(24人)
3日(24人)、7日(14人)となつている。

次に前述の日数に対する同期間内に年少者が實際
に利用した年次有給休暇日数の比率をみると休暇日
数の全部を利用している年少者は僅か27.3%で休
暇日数の6割以下を利用しているものが40.9%、
全然利用しない年少者が12.1%であつた。(但
し32年4月から年次有給休暇を付与された年少
者の場合は調査時までに全然年次有給休暇を使用し
ないで後にとつておくものがあることが想像される)
同調査で年少者の年次有給休暇についての希望意見は
33件で、「年次有給休暇の日数を増してほしい
(10~12日に)」27.3% 「同じ取場の友達

とノ結に休みたい」24.3%。「希望する日に自由に休みたい」21.2%。「年次有給休暇を何日か続けてとりたい」12.1%等が主なもので、これらの希望は、事業の正常な運営を妨げると云う点で無理な場合もあるかもしれないが、学生に較べレクリエーションの機会に恵まれない年少労働者にとって、年次有給休暇の果たす役割の大きいことを思うとき、事業主の理解ある態度が望ましい。その他「休む理由を一つ細かくきかないでほしい（休みづらい）」3件、「帰郷、病気、以外の理由でも年次有給休暇がほしい」1件等も年次有給休暇の主旨を理解しない事業主の考え方が反映している。

年少労働者が年次有給休暇をどのように過したか
△事業場の事例におよその主な利用内容をみると、欠勤が賃金額や昇給に影響するためか、病気欠勤を年次有給休暇にふり替える年少者が最も多く32.3%を占め、次は帰郷20.0%（調査事業場中2事業場が全員住込、1事業場が一部住込）、休養16.0%、用車13.8%という結果であつた。

しかし年次有給休暇をどのように過したいかと云う

年少者の希望意見によると251件 のうち 旅行
32.3%、休養 22.7% 登山、キャンプ、ハイキ
ング 14.7% 帰郷 8.4% 等が主なもので、レ
クリエーションを望む年少者が総件数の52.6%、
読書、勉強、若い人の集い等の希望が3.2%を占め、
年少労働者自身は休暇を明るく楽しくすごしたいと
希望していることがわかる。

年次有給休暇を活用するために希望する施設は、
161 件挙げられ、単に娯楽施設と回答している
もの（12.5%）を除けば、運動場 11.2%、運
動用具の備付貸出 9.5%、公園の無料開放 7.5%、
図書室、旅行のための宿泊施設各々6.8%等の比率
が高く、男子は特に運動のための施設を希望するも
のが多かった。

四. I.L.O および諸外国における年次有給休暇に関する条 文の抜萃

1. 年次有給休暇に関する I.L.O 条約・勧告のうち 所 者に関する部分の抜萃

年次有給休暇に関する 条約 (第五十二号)

1. 16才以上の 全被用者

1年の継続勤務の後、少くとも 6労働日の 年次有
給休暇を受ける権利がある。

2. 16才未満の被用者 (徒弟を含む)

1年の継続勤務の後、少くとも 12労働日の 年次有給
休暇を受ける権利がある。

3. 左記については年次有給休暇に包含されない。

α. 公の及慣習上の休日

β. 疾病に基く就業中絶

年次有給休暇に関する 勧告 (第四十七号)

1. 年次有給休暇は被用者に休息、娯楽およびその能力
の開発の爲の機会を確保することを目的とする。

2. 条約により定められた条件は年次有給休暇制度の最
小限度の標準である。

3. 原則として、休暇の分割は二以下でなければならな

い。その一は、所定の最短限度を下つてはならない。

特別な事情で休暇を分割する措置がとられる場合は、それが被用者の一年中の肉体力および精神力の喪失を相うという休暇の目的に反しないよう注意しなければならない。

4. 年少者および徒弟で18才未満のものが、肉体の発育期に学校生活から産業生活への移動を容易にするため、一そう有益な制度を設けることについて考究することが望ましい。

2. フランス、西独、東独、スエーデン、デンマークにおける年次有給休暇に関する条文抜萃

国名	対 象	日 数	時季および期間の定め	その 地
フランス	就業4ヵ月以上 上の或ノ労働者	18才未満 〜24日	5月1日〜10月31日 の間	
	2才以下の労働者	18才〜21才〜 18日	5日間は連続	
	(在学期間関係なし)	成人 〜12日	1ヵ月かつた 成人 12日 18才〜21才 18日 18才未満 24日 以上連続しては いけない。	
		勤続5年につき 1日増 最高 28日		

国名	対象	日数	時季および期間のため	その他
西独	3ヵ月以上 就業の年少者	16才未満 ～ 15日 16才以上～18才未満 ～ 12日	職業補習学校 の休暇中に連続	休暇中の常勤的 労働禁止
東独	全労働者	成人 12日 官庁勤務及び 下治下の被追 答者 15日 商船、有客、重 労働者 18～24日 指導、技能取得 18～24日 14才以上～16才 未満 21日 16才以上～18才 未満 18日	連続	保護他の休暇 用施設の利用補助 休暇旅行には 3分の1以内の 食車賃割引
スエーデン	全労働者	全労働者 ～ 18日 有客業務従事 者 ～ 36日	肉可く夏季 12日間は連続	大衆旅行休暇 制度 (旅行有ホーム センター、旅行 案内所の整備) 主たる休暇

国名	対 象	日 数	時季および 期間の定め	そ の 他
デマーク	全労働者	通常の労働者 ～ 18日 見習者 ～ 21日	原則として 5月2日～ 9月30日の間 12日間連続 見習者は14日間 連続 休暇についても 必ず連続	勤労者旅行協会 (休暇ホテル、 センターの至等、 休暇旅行の手配 主係休暇)

(注) 労働保護法規に年少労働者または成人労働者の年
次有給休暇に関する条文をうたっていない国では、
労働協約によって定められているものが多い。

五 統 計 表

1. 年少労働実態調査

1表 産業、規模別調査事業場数

規模	計	繊維工業	機械器具工業	食料品工業	金属工業	窯業及び土石製品工業	印刷及び出版業	割合率
計	1662	579	266	209	198	189	121	100.0
小計	172	30	32	28	30	24	25	10.4
1000人以上	30	8	10	3	7	1	4	2.0
500-999	40	11	8	6	10	3	6	2.6
100-499	96	14	14	19	13	20	16	6.8
小計	1490	546	334	181	168	165	96	89.6
50-99	227	54	49	40	32	33	16	13.6
10-49	716	236	157	90	84	96	62	43.0
10人以下	548	256	128	48	52	36	28	33.0

注) 1. 調査事業場のうち、調査票記入不備なものは除いた。以下同じ。

2. 規模別とは事業場規模別をさす。以下同じ。

2 表 規模、産業別年少労働者

規 模	計			紡 織 工 業			機械器具工業		
	小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女
計	11,074	5,556	5,518	2,527	463	2,164	2,878	2,120	2,758
小 計	2,892	1,690	2,202	1,002	15	988	808	618	190
1000人以上	1,151	526	625	215	-	215	269	275	24
500 ~ 999	884	257	627	202	-	202	181	124	57
100 ~ 499	1,858	807	1,051	285	15	270	258	189	69
小 計	7,181	3,866	3,315	2,625	448	2,176	1,686	1,402	184
50 ~ 99	2,286	1,164	1,222	722	56	717	557	459	98
10 ~ 49	3,672	2,052	1,620	1,257	268	1,089	858	786	72
10人未満	1,123	650	473	425	125	300	271	257	14
性別比率	100.0%	54.2	45.8	100.0%	12.8	87.2	100.0%	85.0	15.0
産業別比率	100.0%			22.7			22.5		

3 表 規模別年次有給休暇支給率集場数

年次有給休暇	計	100人以上	50~99	10~49	10人未満
A 給 数	1,662	172	227	715	548
B 年次有給休暇割	1,120	168	177	510	245
$\frac{B \times 100}{A}$	67.4	97.7	86.8	71.3	44.7

数

食料品工業			金属工業			機械及び電機工業			印刷及び出版業			計の比率
小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	%
1515	529	926	1544	1174	370	1069	673	396	825	547	288	100.0
612	104	508	708	526	182	395	192	203	367	235	132	35.2
156	9	147	219	129	90	40	9	31	52	24	28	10.4
110	26	74	128	126	2	68	24	44	44	37	7	8.0
346	59	287	311	211	100	287	159	128	271	174	97	14.8
903	485	418	826	648	188	674	481	193	458	302	156	64.8
368	146	222	281	192	89	276	187	89	171	124	47	21.5
425	256	169	469	349	120	324	265	59	289	148	141	33.2
110	83	27	126	117	9	74	29	45	48	40	8	10.1
100.0%	38.9	61.1	100.0%	76.0	24.0	100.0%	63.0	37.0	100.0%	65.1	34.9	
12.7			13.9			9.7			7.5			

4 表 年少労働者の年次有給休暇

年次有給休暇		計	100人以上	50~99	10~49	10人未満
実数	計	11,074	5,893	2,486	2,672	1,123
	あり	4,630	2,631	849	782	210
	なし	2,021	528	262	390	251
	しら否い	4,423	2,734	1,075	1,899	662
比率	計	100.0%	100.0	100.0	100.0	100.0
	あり	42.2	62.6	35.6	26.8	18.7
	なし	18.4	12.6	19.4	21.5	22.4
	しら否い	39.5	24.8	45.0	51.7	58.9

2 年次有給休暇通信調査

5表 産業別、規模別 調査事業場数

規 模	計	紡	機	食	金	製 鉄	印	計の比率
計	159	29	29	21	29	26	25	100.0%
1000人以上	25	6	5	2	7	1	4	15.7
500~999	24	6	6	1	6	4	3	16.4
100~499	39	13	14	13	12	15	12	49.7
50~99	29	4	4	5	4	6	6	18.2
計の比率	100%	18.2	18.2	17.2	18.2	16.4	15.7	

6表 都道府県、産業別 調査事業数

都道府県	計	紡	機	食	金	製 鉄	印
計	159	29	29	21	29	26	25
北海道	2	-	-	1	-	3	3
北 群 馬	3	3	1	1	-	-	-
埼 玉	7	3	2	-	2	-	-
東 京	12	2	2	1	4	1	2
神 奈 川	16	5	2	3	2	2	2
新 潟	3	2	-	-	3	-	4
長 野	3	-	-	-	-	3	-
静 岡	15	3	4	1	2	4	2
愛 知	19	1	3	3	3	4	4
京 都	16	5	6	2	-	-	3
大 阪	20	3	3	5	3	4	2
兵 庫	11	2	2	2	2	2	1
和 歌 山	12	-	4	2	4	2	-
鳥 取	9	-	1	1	4	1	2

2表 就業規則に規定された年次有給休暇日数

最低～最高	計	1000人以上	500～999	100～499	50～99	計の比率 %
計	159	25	26	79	29	100.0
6月～20日	84	7	8	51	18	52.8
6～40	1	—	1	—	—	0.6
6～	14	1	3	4	6	8.8
7～20	18	1	5	10	2	11.3
8～20	4	2	—	2	—	2.5
9～20	1	—	1	—	—	0.6
10～20	11	2	3	5	1	6.9
11～25	1	—	1	—	—	0.6
12～20	7	2	2	3	—	4.4
13～20	1	1	—	—	—	0.6
14～20	8	6	2	—	—	5.0
15～20	1	1	—	—	—	0.6
16～22	1	1	—	—	—	0.6
20～	1	1	—	—	—	0.6
25日	1	—	—	1	—	0.6
不明	5	—	—	3	2	3.1

注) 最低とは、1年連続勤務し 全労働日の8割以上出勤した労働者

に対して支給される年次有給休暇日数

最高とは、2年以上継続勤務した労働者に対して、年次有給休暇日数を加算し、最高限度とした総日数

8表 事業場の福祉施設の有無

規 模	A 計	B 有	無	$\frac{B}{A} \times 100$
計	159	36	123	22.7
1000 人以上	25	10	12	52.0
500 ~ 999	26	9	17	34.6
100 ~ 499	77	12	65	15.1
50 ~ 99	29	2	27	6.9

10表 年次有給休暇を利用するための措置の有無

規 模	A 計	B 有	無	$\frac{B}{A} \times 100$
計	159	28	131	17.6
1000 人以上	25	5	20	20.0
500 ~ 999	26	10	16	38.5
100 ~ 499	77	9	70	11.4
50 ~ 99	29	4	25	13.8

11 表 規模別 年次有給休暇

区 分	年間平均 労働者数	年 次 有 給		
		計	100 %	79 ~ 80
総労働者	計	50803	44854	88.28
	1000 人以上	20526	19758	96.27
	500 ~ 999	10753	12865	119.65
	100 ~ 499	15270	10745	70.37
	50 ~ 99	1254	1086	86.7
年少労働者	計	6355	4193	65.99
	1000 人以上	2521	1851	73.42
	500 ~ 999	1455	1081	74.3
	100 ~ 499	2210	1323	60.09
	50 ~ 99	365	212	58.11

注) 事業場の調査による (30)

ア 表 事業場の契約又は加入している団体の福祉施設の有無

規 模	A 計	B 有	無	$\frac{B}{A} \times 100$
計	159	40	116	27.7
1000 人以上	25	15	10	60.0
500 ~ 999	26	7	19	26.9
100 ~ 499	77	18	61	22.8
50 ~ 99	29	0	26	10.3

利用 者 数

休 暇 利 用 者 数				事業場数
79 ~ 60	59 ~ 40	39 ~ 20	19 以下	
6417	6111	4304	4838	124
3197	3280	2303	1844	13
1833	1430	967	1491	21
1430	1345	958	1405	72
157	102	72	98	18
578	392	303	661	128
310	171	100	134	20
104	82	91	303	23
136	124	101	162	63
28	15	11	62	22

3 1年次有給休暇利用状況調査

12表 事業場別年少労働者数

事業場	計	男	女
計	260	126	124
A	27	—	27
B	58	—	58
C	82	82	—
D	92	52	39

注) A, B, C, Dは年少労働者の働いている事業場を示す。

13表 年令別 年少労働者数

年 令	計	男	女
計	260	126	124
満15才	34	17	17
16才	95	62	32
17才	119	49	70
18才	11	7	4
不 明	1	—	1

14表 1年次有給休暇付与の有無

事業場	計	あ り	な し
計	260	200	60
A	27	27	—
B	58	37	21
C	82	44	39
D	92	92	—

15表 年次有給休暇に対する認識

区 分	計	A	B	C	D	計の比率 %
計	260	27	68	83	92	100.0
知っている	197	22	55	50	70	75.8
知らない	62	5	2	33	22	23.8
無記入	1	0	1	0	0	0.4

16表 事業場における年次有給休暇規定に対する認識

区 分	計	A	B	C	D	計の比率 %
計	260	27	58	83	92	100.0
知っている	153	21	54	15	63	58.8
知らない	106	6	4	67	29	40.8
無記入	1	0	0	1	0	0.4

17表 年次有給休暇 請求の際の支障

内 容	計	男	女	計の比率 %
計	81	26	35	100.0
仕事忙しい時、又は人手が足りない時は許可されない	27	4	23	44.3
人手に余裕がないので、男のように年休がとれない	1	-	1	1.6
1職場を2-3人以上同時に休んではいけない	2	0	-	13.1
2-3日前に許可を得なければ、欠勤になる	12	9	3	19.7
1カ月以上2日以上休んではいけない	2	2	-	3.3
続けて度々休んではいけない	3	2	1	4.7
婦人病以外の理由では、仲や許可されない	1	-	1	1.6
婦人病以外の理由では、有給と続けて休めない	2	-	2	3.3
帰国する時は、回数制限なしに希望通りに許可されない	4	-	4	6.6
病欠欠勤すると、年休日数が減るので許可されない	1	1	-	1.6

18表 年次有給休暇の買上げの有無

区 分	計	A	B	C	D
計	260	27	52	83	92
有	4	0	2	4	2
無	205	27	41	49	89
無記入	47	0	15	31	1

19表 年次有給休暇支給および利用日数

支給 日数	計	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	不明
計	260	60	1	7	24	1		115	5	5	14	1			24		1	2
0日	44	60	1	4	2	1		8	1	4					2		1	
1	30			1	5			10		1	3	1			1			
2	29			2	8			13	3		2				1			
3	30				9			15	1		4				1			
4	13							8			2				1			2
5	14							13							1			
6	45							40			1				4			
7	4										1				3			
8	2														2			
9	2										1				1			
10	3														3			
11	1														1			
12	1														1			
13	2														2			

20表 年次有給休暇利用状況別年次労働者数

支給されず日数割合又は 利用日数の比率	人 員	比 率
	人	%
計	198	100.0
0	24	12.1
1% ~ 19%	30	15.2
20 ~ 39	25	12.6
40 ~ 59	26	13.1
60 ~ 79	24	12.1
80 ~ 99	15	7.6
100	54	27.3

注) 年次有給休暇を付与されずにいる者、および不明の者を除く。

21表 年次有給休暇に対する希望

内 容	計	男	女	計の比率
				%
計	33	9	24	100.0
年休日数をもっと増して欲しい(10~12日)	9	4	5	27.3
年休を何日も減らせとりたい	4	-	4	12.1
同じ職場の友達と一緒に休みたい	8	2	6	24.3
希望する日に自由に休みたい	7	2	5	21.2
帰省、病気以外の理由でも年休がほしい。	1	-	1	3.0
休む理由を一つ細く取り分けて欲しい(休みが短い)	3	-	3	9.1
年休日数が余った時は次年度に繰越してほしい。	1	1	-	3.0

二二表 年次有給休暇利用状況 (延日数)

区 分	計	A	B	C	D	割合 %
計	208	166	93	112	337	100.0
帰 郷	142	94	57	11	-	20.0
登山・スキー	12	-	-	-	12	1.7
旅 行	12	-	-	2	10	1.7
スポーツ	7	1	1	3	2	1.0
映画・遊園地	33	6	-	3	24	4.7
娯 楽	29	2	2	4	17	4.1
用 車	98	20	6	24	48	13.8
休 養	113	9	3	22	79	18.0
有給休暇を利用	229	52	16	43	118	32.3
その他	33	2	4	-	27	4.7

二三表 年次有給休暇活用の希望

区 分	計	男	女	割合 %
計	251	133	118	100.0
帰 郷	21	4	17	8.4
旅 行	81	49	32	32.3
登山・スキー・バス・旅行	37	18	24	14.7
ス キー	2	1	1	0.8
海水浴・水泳	5	1	4	2.0
野 球	1	1	-	0.4
ス ポー ツ	6	6	-	2.4
娯 楽	18	12	6	7.2
映画	9	3	6	3.6
若い人たちの集	2	-	2	0.8
読 書、勉 励	6	2	4	2.4
家 事	2	-	2	0.8
休 養	57	41	16	22.7
自由に過ごしたい	4	-	4	1.6

24表 年次有給休暇を利用するための施設希望

内 容	計	男	女	計の比率
計	161	97	64	% 100.0
運 動 場	18	16	2	11.2
バレーコート、テニスコート	8	8	-	5.0
卓 球 場	3	3	-	1.9
体 育 館	5	3	2	3.1
プ ー ル	6	6	-	3.7
運動用具の備付、貸出	16	10	6	9.9
キヤンポ施設	8	3	5	5.0
山 の 家	8	3	5	5.0
海 の 家	7	2	5	4.3
旅行のための宿泊施設	11	7	4	6.8
映画会、慰安会の開催	7	2	5	4.3
一般娯楽施設	20	8	12	12.5
音楽室および楽器の備付	6	4	2	3.7
集 会 場	1	-	1	0.6
休 養 室	2	1	1	1.3
図 書 室	11	7	4	6.8
学 校	1	-	1	0.6
公園の無料開放	12	9	3	7.5
師省旅費の一部事業主負担	1	-	1	0.6
旅行旅費の一部事業主負担	10	5	5	6.2

六 調 査 票

年 次 有 給 休 暇 通 信 調 査 票

労働省婦人少年局

事業場名	産業	労働者数
------	----	------

1. 就業規則では年次有給休暇について、どのように規定されていますか。

内容

2. 昭和31年1年間(1月～12月)の年次有給休暇の利用状況を記して下さい。

区 分	年間平均 労働者数	年 次 有 給 休 暇 利 用 者 数						
		計	100%	59～80	49～60	39～40	29～30	19以下
総労働者								
年少労働者								

3. 年次有給休暇利用者のために 新装場として福祉施設(宿泊施設その他)を設けていますか。

○ 無

○ 有

施設の内容	施設の経費負担	利用者の経費負担	利 用 状 況

4. 事業場が契約又は加入している地方公共施設、組合連合体、事業団体等の福祉施設がありますか。

☐ 無

☐ 有

施設の内容	施設の経費負担 (事業場)	利用者の経費負担	利 用 状 況
・			

5. 労働者が年次有給休暇を楽しく過ごすために、事業場は特に措置を講じていますか。

☐ 無

☐ 有

6. 労働者が年次有給休暇を有効に使用するためには、どのような方法を講じたらよいか、希望・意見を記して下さい。

年次有給休暇利用状況調査票

労働省師人少年局

事業場名	産業	規模
年 令	性別	男 女

1. 年次有給休暇とは どのような休暇か知っていますか

☐ 知っている ☐ しらない

2. あなたの工場の 年次有給休暇の規定を知っていますか

☐ 知っている ☐ しらない

3. あなたが年次有給休暇をとる場合に、工場で何か しきたりやならわしがありますか。(たとえば何日か続けてとらなければならないとか 続けてとつてはいけないとか、一定の時期にとらなければならないというようなもの)

☐ ある (どんなこと)

☐ ない

4. 年次有給休暇が、さきまでに日数だけ全部とれなくて何日が余った場合、これを工場で買上げるといふようなことがありますか

☐ ある ☐ ない

5. あなたが 年次有給休暇をどのように過したか 次の頁の表に書き入れて下さい

(年次有給休暇のない人は記入「ない」)

☐ あなたが年次有給休暇を支給されるようになってから今までの間に、規定された年次有給休暇の延日数

()日

☐ このうち あなたの使った日数

()日

年次有給休暇にしたこと	日数	利用した施設	利用は誰が負担したか (たとえば自分、工場など)
帰 郷			
登 山、スキー			
旅 行			
ス ポ ー ツ			
映画、見居をみる			
娛 楽			
用 事			
休 養			
病気欠勤をリカバリーする			
工場で買上げられる			
その他			

6. 年次有給休暇をとるとき、工場でなにか郊外がありましたか？

○ あった (どんなこと)

○ な い

7. あなたは 年次有給休暇をどのように過ごしたいと思いますか？

8. 年次有給休暇を楽しく過ごすために、どんな施設があればよいと思いますか？

